

飯田市立病院介護老人保健施設のご案内

《 重要事項説明書 》

(令和6年8月21日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 飯田市立病院介護老人保健施設（ゆうゆう）
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2050580022号）
- ・所在地 長野県飯田市上郷黒田341番地
- ・電話番号 0265-53-6048 ・ファックス番号 0265-53-6047
- ・管理者名 開設者 飯田市長 佐藤 健
- ・開設年月日 平成5年4月1日

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所及び介護予防短期入所や、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

[ゆうゆう基本理念]

「ゆうゆう」は、ご利用者様の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上を目指し、総合的に支援いたします。また、ご家族様や地域の皆様・関係する機関と連携し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援いたします。

[ゆうゆう運営方針]

- 排泄・食事・入浴・移動等の日常生活の中で、生活機能を高めていく「生活リハビリテーション」を重視していきます。
- ご利用される皆様、お一人おひとりが楽しく快適に生活していただけるよう、質の高いケアを提供していきます。
- ご家族の皆様や地域の皆様と交流し、情報の提供やケアの相談など、地域に開かれた施設にしていきます。

(3) 職員体制

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に基づき配置

(4) 入所定員等 ・定員 100名(短期入所含む)

・療養室	<u>2階</u>	特別個室	4室(専用トイレ・冷蔵庫・インターネットあり)
		個室	8室
		4人室	10室
	<u>3階(4ユニット)</u>	個室	16室
		4人室	8室

(5) 通所定員等 ・定員 40名(介護予防含む)

- ・営業時間：月曜日～金曜日(祝日含む)の8:30～16:00(受付は8:30～17:15)
- ・休業日：土曜日、日曜日及び12月29日～1月3日
- ・営業区域は飯田市(送迎区域は、主に上郷、座光寺、鼎、旧市内、松尾の一部)

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 短期入所療養介護計画の立案

③ 通所リハビリテーション計画(または介護予防通所リハビリテーション計画)の立案

④ 入所・短期入所の食事

朝食 7時30分～8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時30分～18時30分

＊ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

＊ 食事時間を設定していますが、利用者の様子によりこの限りではありません。

⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者は特別浴槽で対応します。)

入所利用者は、週に最低2回入浴していただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じ清拭となる場合があります。

⑥ 医学的管理・看護

⑦ 介護(退所時の支援も行います)

⑧ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)

⑨ 相談援助サービス

⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑪ その他

3. 利用料金

介護保険では、要介護認定による要介護の程度によって利用料金が異なります。
利用料金の詳細については、別紙「利用料金表」に記載のとおりです。

【お支払い方法】

- ・口座振替による納入にご協力ください。振替日は、毎月 15 日(休日の場合は金融機関の翌営業日)です。
- ・現金払いをご希望の場合は、毎月中旬にお送りする納付書にて、指定金融機関等でその月の末日までにお支払いください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。(通所者は、かかりつけ医にて対応をお願いします。)

- ・協力医療機関
 - ・名 称 飯田市立病院（長野県飯田市八幡町 438 番地）
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 松村歯科医院（長野県飯田市上郷黒田 335 番地 4）
 - ・名 称 JA みなみ信州歯科診療所（長野県飯田市鼎東鼎 281 番地）
 - ・名 称 歯科医院なかや（長野県飯田市松尾常盤台 280 番地 1）

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒、喫煙はご遠慮ください。
- ・入所者の生活用品、食品、金銭、貴重品、携帯電話等の持ち込みは職員にご相談ください。
自己管理が難しい場合や不要と思われるものの持ち込みはご遠慮ください。紛失等の責任は負いかねます。
- ・利用者同士の物のやりとり、貸し借りは禁止します。
- ・入所者への面会は、感染症流行の動向等を踏まえながら、その都度、時間や方法をお知らせします。別紙『面会のご案内』をご確認ください。
- ・入所者が外出及び外泊しようとするときは、事前にお申し出ください。
- ・当施設は介護保険適用施設のため、入所中（外泊中も含む）は原則医療保険を使うことができません。受診が必要な場合にはご相談ください。

- ・通所者への面会は、所定の場所をお願いします。来所の際は、事務室へ声をかけてください。
- ・通所者の通所サービス提供時間中の屋外への外出は、ご遠慮ください。
- ・施設内の設備や備品は大切に使用し、き損のないようにしてください。
- ・営利行為、宗教活動、特定の政治活動は禁止します。
- ・ペットの持ち込みは堅くお断りいたします。
- ・職員への心遣いは、一切お断りいたします。

6. リスクについて

当施設では、快適に生活していただけるように安全な環境づくりに努めておりますが、利用者の身体状況や高齢、病気に伴うさまざまな症状により利用中に下記のようなことが起こる場合がありますので十分ご理解ください。

- ・骨がもろくて通常の対応でも骨折してしまう場合があります。
- ・皮膚は薄くてもろくなっているため少しの摩擦でも皮膚剥離してしまうことがあります。
- ・血管がもろくなり軽度の打撲でも内出血を起こしてしまうことがあります。
- ・歩行時の転倒及びベッドや車椅子からの転落による骨折、外傷、頭蓋内出血の危険性があります。

(当施設では原則として身体拘束を行わないため起こり得る場合があります。)

- ・加齢や認知症の進行により飲み込む力が低下し誤嚥、誤飲、窒息の危険があります。
- ・脳や心臓など元疾患の急な悪化により容体が急変し場合によっては死亡されることもあります。
- ・認知症のある他の利用者による、何らかの認知症状により、物の紛失、外傷等が発生する可能性があります。
- ・集団生活する中では、新型ウィルス・インフルエンザ・ノロウィルス等の感染症に常に感染するリスクがあります。

*緊急の場合には医師の判断で病院に搬送する場合がありますが、急変時の対応についてはご家族のご意向がある場合には職員にお申し出ください。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉、非常時誘導灯、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、屋外避難階段
- ・防災訓練 年2回

8. 要望及び苦情等の相談

当施設の支援相談員に、お気軽にご相談ください。 受付時間 月曜日～金曜日 (ただし、祝祭日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～午後5時15分

苦情相談窓口

飯田市立病院介護老人保健施設事務室	電話 5 3 - 6 0 4 8
飯田市長寿支援課	電話 2 2 - 4 5 1 1
長野県国民健康保険団体連合会	電話 0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 8 0